

令和 7 年度

学校いじめ防止対策基本方針

新城市立千郷中学校

目 次

1	いじめの定義と態様	
	(1) いじめの定義	2
	(2) いじめの態様	2
2	いじめ防止の基本理念と責務	
	(1) 基本理念	2
	(2) 教職員の責務	3
	(3) 保護者の責務	3
	(4) 生徒の役割	3
3	いじめの防止対策のための組織	
	(1) 名称	3
	(2) 目的	3
	(3) 役割	3
	(4) 指導組織図	4
	(5) 「いじめ対策・不登校生徒支援委員会」構成員	5
	(6) 「いじめ対策・不登校生徒支援委員会」実施予定	5
	(7) 重大事態への対応	5
4	いじめの未然防止	
	(1) 学校におけるいじめの未然防止	6
	(2) 教職員の資質の向上	6
	(3) 授業改善	6
	(4) 自己有用感の向上	6
5	いじめの早期発見	
	(1) 兆候の把握	6
	(2) いじめの早期発見のための措置	7
	(3) 教職員の情報交換の場の設定	7
6	いじめへの対応	
	(1) いじめに対する措置	7
	(2) 重大事態への対処	7
	(3) 事実関係を明確にするための調査の実施	8
	(4) 調査結果の提供および報告	8
	(5) いじめられた生徒への対応	8
	(6) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言	8
	(7) いじめが起きた集団への働きかけ	9
	(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策	9
7	校長および教員による措置・懲戒等	9
8	留意事項	9

子どもは、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、尊重されなければならない。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、基本的人権を侵害するものであり、学校、家庭、地域が連携して防止に取り組む必要がある。平成25年9月にいじめ防止対策推進法が制定された。その第13条には「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。」、第22条に「複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」とある。

国の基本方針、新都市の基本方針を受け、千郷中学校にいじめ防止対策委員会を設置し、学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、ある生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめの対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

一定の人的関係とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級・部活動の生徒や、塾、クラブチームなどその生徒が関わっている仲間や集団などにおける人的関係をさす。

物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

※一時的なからかいや、ふざけもいじめとする。

2 いじめ防止の基本理念と責務

(1) 基本理念

いじめの防止等の対策は、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として

行われなければならない。全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

（２）教職員の責務

教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

また、生徒会でいじめ撲滅や命の大切さをよびかける活動を行うなど、生徒の主體的な活動を推進する。

（３）保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する子がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。保護者は、その保護する子がいじめを受けた場合には、適切にその子がいじめから保護する。

（４）生徒の役割

生徒は互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。生徒はいじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友達又は関係機関等に相談することができる。生徒は、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む）及び友達からいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

３ いじめの防止対策のための組織

（１）名称

「千郷中学校いじめ防止対策委員会」の名称を「千郷中いじめ対策・不登校生徒支援委員会」とする。

（２）目的

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。

「学校いじめ防止基本方針」に定められたことを実行に移す際の中核を担う組織とする。未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や、教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、さらには計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、「学校基本方針」の見直しについても担う。

（３）役割

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

②教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果を集約・分析し、今後の対応や対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

③生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校だよりやホームページ等を通じて、随時、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

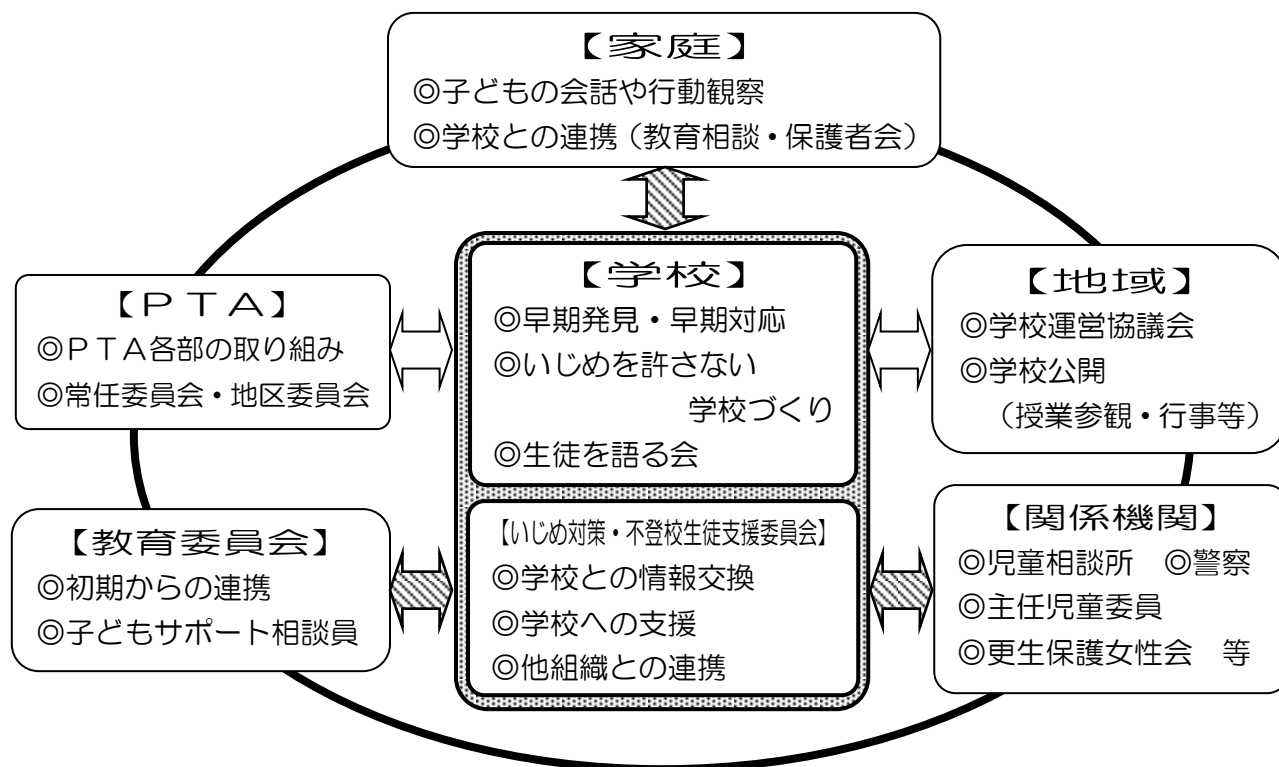
④個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

- ・面談等が予定通りに進んでいるかといった進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのかといった集約を行う。

⑤いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいは疑いがあるという情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

（４）指導組織図



(5) 「いじめ対策・不登校生徒支援委員会」構成員

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関の担当者に非常勤的に構成員になってもらう。
- ・緊急性のあるいじめ事案へ対応する場合は緊急的な組織として、また「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認（PDCA サイクル・取組検証）等を行う場合は拡大的な組織という形で、構成員を限定したり増やしたりすることもある。
- ・重大事態に係る調査を行う場合は、中立性、公平性を確保する点から、当該いじめ事案と利害関係を有しない第三者（弁護士、学識経験者、心理・福祉の専門家等）が加わる。重大事態に係る調査をどこが行うかは市教育委員会が判断し、市教育委員会の指導・助言を受けながら対応していく。

(6) 「いじめ対策・不登校生徒支援委員会」実施予定

第1回 令和7年5月実施予定 第2回 令和8年1月実施予定

(7) 重大事態への対応

重大事態が発生し、市教育委員会が調査の主体が学校にあると判断した場合は、この「いじめ対策・不登校生徒支援委員会」を調査組織の母体としつつ、事案に応じ適切な専門家を加えるなどして次のように対応する。

- ①事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供を行う。
- ③調査結果を教育委員会に報告する。
- ④調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

	常 時 委 員 会	拡 大 委 員 会
1	校長	児童相談所員
2	教頭	警察署生活安全担当
3	教務主任	人権擁護委員
4	校務主任	主任児童委員（2名）
5	学年主任	子どもサポート相談員
6	生徒指導担当	学校運営協議会委員（代表1名）
7	養護教諭	P T A会長
8		スクールカウンセラー
9		小学校職員

4 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの未然防止

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことはいじめの防止に資する。よって全ての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。さらに、在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめの防止のために生徒が自主的に行う活動に対する支援、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発などの措置を講ずる。また、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組を全教職員で共有するため、年間計画を作成する。

(2) 教職員の資質の向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修、カウンセリング能力の向上のための研修など、資質の向上に必要な研修を計画的に実施する。未然防止の基本は、生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにある。そのための力量向上につながる研修を実施する。

また、教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方を常に見直す。

(3) 授業改善

生徒一人一人を大切にした「わかる授業」づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる場を工夫する。そのことにより、学力に対する生徒の不安の解消、認めあえる学級風土の構築をめざす。

また、1分前着席、授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方など、授業規律の確立にむけて、学校全体で取り組む。

(4) 自己有用感の向上

「力一杯賞」を学期ごとに2回程度実施することで、すべての生徒が自己有用感をもてるようにする。そして、学校生活の不安を解消したり、自信をもたせたりすることで、安心できる学校づくりをめざす。

5 いじめの早期発見

(1) 兆候の把握

積極的にいじめを認知するために、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがないようにする。教職員はいじめの兆候や懸念、生徒や保護者からの訴えを抱え込まずに、いじめ防止組織に相談する。

いじめを早期に発見するため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し、記録を残す。

また、生徒がいじめの相談電話、ホットラインを利用できるように周知する。

（２）いじめの早期発見のための措置

生活ノート「轍」、黒板日記、学級通信など、教師と生徒の意思疎通をはかるための工夫をする。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（３）教職員の情報交換の場の設定

「いじめ対策・不登校生徒支援委員会」とは別に、月２回程度教職員が生徒の情報交換をする場を設定する。生徒指導主事を中心とし、各学年の生徒指導担当、不登校対応ＣＤ、養護教諭、スクールカウンセラーが参加する。より早期の予兆をつかみ、予防の視点で組織的に連携・協働する体制を構築する。

６ いじめへの対応

（１）いじめに対する措置

- ① 学校は、生徒もしくは生徒の保護者等からいじめに係る相談を受けた場合、速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、いじめの事実があると思われるときは、その結果を教育委員会に報告する。
- ② 学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ 学校は、いじめに係る支援又は指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。

（２）重大事態への対処

学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下重大事態)に速やかに対処し、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。想定されるケースは以下の通り。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

この調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」または「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査にあたる。

学校が、当該重大事態が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会にその状況を直ちに報告する。

（３）事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、いじめられた生徒、情報提供してくれた生徒を最優先に守るように配慮する。

② いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査を協議し、調査に着手する。

（４）調査結果の提供および報告

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。その際に、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があるため、調査に先立ち、そのことを調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

以上の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

（５）いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒に対し、徹底的に守り通すことを伝え、不安を除去する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を損なわないようにする。さらに、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

（６）いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校

と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮し、必要に応じて、特別な指導計画による指導を行う。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒およびその保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、および効果的に対処することができるよう、これらのものに対し、情報モラル教室など必要な啓発活動を行う。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、早期発見の観点から、教育委員会と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

7 校長および教員による措置・懲戒等

学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

さらに、教育上必要があると認めるときは、学校教育法の規定に基づき、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

8 留意事項

学校評価で、いじめの防止等に対するための対策を取り扱うに当たっては、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。学校基本方針がきちんと機能しているかをいじめ防止組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。